二　国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること（空港・防災課の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

三　（略）

四　（略）

（港湾行政課の所掌事務）

第六十五条　港湾行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　港湾及び航路の管理に関すること（保安の確保に関することを除く。）。

四～六　（略）

（空港・防災課の所掌事務）

第六十六条　空港・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

二　港湾及び航路の保安の確保に関すること。

三　港湾及び航路に関する災害の防止に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　事案の発生時における国が行う海洋の汚染の防除に関する業務の用に供する船舶に対する指示、関係行政機関その他の関係者との連絡調整その他の初動措置に関すること。

五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること。

六　港湾空港部の所掌事務に関する危機管理に関する事務の総括に関すること。

（港湾管理官）

第六十七条の二　港湾行政課に、港湾管理官一人を置く。

2　港湾管理官は、命を受けて、第六十五条第二号及び第三号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（港湾保安管理官）

第六十七条の三　空港・防災課に、港湾保安管理官一人を置く。

2　港湾保安管理官は、命を受けて、第六十六条第二号から第六号までに掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（水産企画官及び漁港管理官）

第七十九条　水産課に、水産企画官及び漁港管理官一人を置く。

2　（略）

3　漁港管理官は、命を受けて、第七十五条第四号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官百十二人以内を置く。

2　（略）

三　国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。

四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること。

五　（略）

六　（略）

（港湾行政課の所掌事務）

第六十五条　港湾行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　港湾及び航路の管理に関すること（港湾建設課の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

（空港課の所掌事務）

第六十六条　空港課は、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する事務をつかさどる。

（港湾保安保全推進官）

第六十七条の二　港湾建設課に、港湾保安保全推進官一人を置く。

2　港湾保安保全推進官は、第六十四条第一号に掲げる事務で港湾等の保全に関する工事の実施に係る企画及び立案並びに調整に関するもの並びに同条第二号に掲げる事務で港湾の保安の確保に関するもの並びに同条第六号に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（水産企画官）

第七十九条　水産課に、水産企画官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官百十四人以内を置く。

2　（略）